

2025年秋年末闘争・組織拡大

CTGの建交労道本部闘争速報

2025年9月19日/第3号

〒060-0909 札幌市東区北9条
東1丁目北海道労働センター2F
TEL 011-711-7377
FAX 011-711-7388
e-mail/ctg.hokkaido@gmail.com

「全国統一要求書」にもとづき道庁と交渉

会計年度任用職員の任用限度見直し・放課後児童クラブの 補助基準と研修・高齢者事業団調査など

8月26日午後からの道庁交渉では、はじめに会計年度任用職員の任用限度見直しについて「道では、会計年度任用職員の令和7年4月以降の任用に関し、能力の実証を行った上で再度の任用ができるよう取扱いを定め、公募によらない任用について、連続2回を限度とする制限を廃止した」との回答を受けました。また、放課後児童クラブの要請では、「常勤支援員2名以上配置」「キャリアアップ処遇改善事業」など各種補助制度の活用ができていない自治体があることを踏まえ、「各種制度は学童保育の質を担保するものであり、子育てにかかわる政策を北海道がしっかりと腰に据えて、各自治体が活用できるように協議することが必要だ」と質しました。また、民間委託されたクラブからの指導員の研修への参加が減っている現状について、研修を受けたくても受けられない実態があることを伝え、「放課後児童クラブ運営指針にもとづかないものであり、指導員が研鑽を積むために研修にきちんと参加できるよう道としても考えて欲しい」と要請しました。

なお、道の「高齢者事業団調査」で、建交労がかかわる事業団についても調査対象に加えることを明らかにしました。

建設労働者の賃金・労働条件改善 賃金改善要請後の状況を把握

「JR北海道への支援強化について」（前号既報）のあと、建設労働者の賃金・労働条件改善について交渉しました。道は「令和6年度から新たに『北海道発注建設工事における労働者の処遇に関する調査』として、公共事業労務費調査の対象となったすべての事業者を調査対象とし、この調査において設計労務単価を下回っている事業者に対して、適切な水準の賃金の支払いについて文書で要請する」とし、さらに「その後の改善状況の把握をおこなう」と回答しています。これは、これまでよりさらに一歩前進した回答です。交渉の中で函館支部から「道の発注工事の現場調査（渡島総合振興局）では設計労務単価を大幅に下回る賃金の労働者がいる」と実態を発言しました。

じん肺・アスベスト被害の防止と補償の拡充求める

じん肺・アスベスト被害の防止と補償の拡充について、道が発注するトンネル工事は今年度は1件（豊浦）の予定であることが明らかにされましたが、元請けゼネコンとの交渉でも1日8時間労働ではなく恒常的な残業で2交代制のままというのが現状であり、トンネルじん肺防止対策を強めるよう求めました。

アスベスト対策では、「職業病の防止及び職場の健康管理を促進するため、北海道医師会が実施する産業医を養成するための研修事業に助成している」との回答でしたが、「道立病院で職業病の診断や治療ができるよう道自らがとりくんでほしい」と要望しました。なお、去年は環境省からアスベストアナライザーを借りて使ってみる予定だったのがうまくいかなかったということでした。「今年はまだ予定がない」との回答でした。